平成２５年（フ）第１０５３号
東京都東村山市久米川町２丁目11番地２ドミール久米川202
債務者　三宅　　亘
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６４２号
静岡県周智郡森町中川1716番地の１
債務者　赤堀　文俊
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
愛知県豊橋市三本木町字三本木105番地14101
債務者　松下　睦子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４９５号
岡山市北区大窪770番地56
債務者　虫明千恵子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３７４号
横浜市港北区大倉山５丁目４番15―102号
債務者　古屋　政明
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４１号
東京都足立区西新井本町２丁目30―18―２―808
債務者　竹本　武夫
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４２号
東京都足立区西新井本町２丁目30―18―２―808
債務者　竹本　淳美
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２号
熊本県天草市南町１番24号
債務者　島崎　　一
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月14日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１６９号
東京都葛飾区新宿２丁目18番19号
破産者　網代建設株式会社
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４１０号
栃木県鹿沼市上奈良部町12番１号
破産者　喜務良工業株式会社
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０４３号
埼玉県川口市弥平４丁目１番８号
破産者　有限会社碧社
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０４４号
埼玉県川口市弥平２丁目12―26　コーポ芝103号
破産者　白石　安利
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０８４号
東京都八王子市めじろ台２丁目１―308
破産者　青柳　利之
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２７９号
東京都渋谷区渋谷１丁目８番13号　ＧＳハイム宮益坂403
破産者　ＷｉｌｌＳｐｏｒｔｓ株式会社
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２８０号
東京都練馬区旭町３丁目28―11
破産者　上原　隆明
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８６９号
東京都葛飾区鎌倉３丁目５－７
破産者　山下　征子
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８７０号
東京都葛飾区鎌倉３丁目５－７
破産者　山下　淳一
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４５９号
埼玉県さいたま市南区四谷１丁目２―30―302
破産者　前田　友男
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５８６号
千葉県浦安市北栄４丁目10番11号
破産者　浦安石油輸送株式会社
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部